

保国第393号

平成26年8月22日

福岡市国民健康保険運営協議会

会長 石田 重森 様

福岡市長 高島 宗一 郎



出産育児一時金の額の改正について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、この度、国民健康保険における出産育児一時金の額の改正について、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

記

1. 出産育児一時金の額について

現行 390,000 円を健康保険法施行令の改正により改正される額 404,000 円に引き上げる。

なお、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合に加算される額は、現行の 30,000 円から 16,000 円へ引き下げる。

2. 施行期日

健康保険法施行令の改正施行日（予定：平成27年1月1日）

●諮問の理由

国において、産科医療補償制度における掛金の見直しと併せて、出産育児一時金の額が見直されることに伴い、健康保険法施行令の改正が見込まれますが、その対象者は市民の大半を占める被用者保険の被保険者となります。

よって、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、本市国民健康保険事業においても同様の改正を行うことについて、諮問するものです。